

令和6年度奈良地方最低賃金審議会

第1回 運営小委員会 議事録

開催日時 令和6年8月7日（水）午後1時30分～

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

1 出席者

公益代表委員	伊東 眞一、下山 朗、福井 麻起子
労働者代表委員	河本 章吾、松田 拓実、本村 秀史
使用者代表委員	上村 賢司、当麻 和重、西田 雅彦
事務局	柘植労働基準部長、中村賃金室長、大橋室長補佐 井村未払賃金調査補助員

2 審議事項

- (1) 運営小委員会委員長及び委員長代理の選出について
- (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (3) その他

3 主要経過・審議結果

【大橋補佐】

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第1回運営小委員会を始めます。本日の審議会は、「公開」として開始します。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、途中から下山委員がご出席との連絡を受けておりますが、8名の委員がご出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数は満たされておりますことを、ご報告させていただきます。

【中村室長】

本日の運営小委員会は、本年度最初の会議でございますので、このあと委員長及び委員長代理をご選出いただくまでの間、慣行として、議事進行は事務局である私、中村が担当させていただきます。

着座にて発言させていただきます。

議題に入ります前に、運営小委員会委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元の資料1頁の資料No.1「運営小委員会 委員名簿」をご覧ください。

奈良地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿

公益委員	伊東 眞一 (いとう しんいち)
	下山 朗 (しもやま あきら)
	福井 麻起子 (ふくい まきこ)
労働者代表	河本 章吾 (かわもと しょうご)
	松田 拓実 (まつだ たくみ)
	本村 秀史 (もとむら ひでふみ)
使用者代表	上村 賢司 (うえむら けんじ)
	当麻 和重 (とうま かずしげ)
	西田 雅彦 (にしだ まさひこ)

敬称は省略させていただきました。以上です。委員の皆様、よろしく願いいたします。

それでは議事に先立ちまして、奈良労働局労働基準部長の柘植（つげ）からご挨拶を申し上げます。

【柘植基準部長】

労働基準部長の柘植です。よろしく願いいたします。

委員の皆様には、ご多用のところ、奈良地方最低賃金審議会「運営小委員会」に出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、このたびは「運営小委員会」の委員へのご就任をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

さて、皆様もご承知のとおり、奈良県の特定最低賃金につきましては、4つの産業について定められています。

その内の3つの産業につきまして、過日、奈良労働局長あてに金額改正の申出がありましたので、8月5日に開催しました審議会の本審におきまして、奈良労働局長から特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、諮問をさせていただいたところです。

ご承知のとおり、特定最低賃金における審議については労使のイニシアティブが求められるものです。

委員の皆様には、奈良県の様々な実情を勘案の上、ご審議くださいますようお願いを申し上げ、簡単ではありますが、運営小委員会の開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいいたします。

【中村室長】

それでは、

議題（１）「運営小委員会委員長及び委員長代理の選出について」

に入らせていただきます。

運営小委員会の委員長及び委員長代理の選出につきましては、運営規程第３条の定めるところにより、「公益を代表する委員のうちから選任する」こととなっております。

ご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

（意見なし）

特にご意見がないようですので、事務局からの提案といたしまして、例年、委員長には、本審の会長がご就任いただいておりますので、伊東委員に、そして、委員長代理には、本審の会長代理である下山委員にお願いしてはと考えておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（異議がないことを確認）

【中村室長】

それでは、伊東委員、委員長をお願いしてもよろしいでしょうか。

【伊東委員】

はい、委員長をお引き受けいたします。よろしくお願いいいたします。

【中村室長】

ありがとうございます。

それでは、委員長は伊東委員に、委員長代理につきましては下山委員が到着されてからお願いすることといたします。

それでは、伊東委員長、以後の議事進行をよろしくお願ひします。

【伊東委員長】

委員長を務めることになりました伊東でございます。皆様のご協力のもと、運営小委員会の議事運営を円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、さっそくですが議事を進行いたします。

議題（２）「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」

の審議に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

【中村室長】

それでは、ご説明いたします。

令和6年8月5日に開催されました第510回奈良地方最低賃金審議会におきまして、奈良労働局長から伊東眞一会長に対し、「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」をもちまして「諮問」したところでございます。

諮問文につきましては、

資料5頁の資料No.4「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」としてお付けしておりますので、ご覧ください。

なお、読み上げることは省略させていただきます。

以上でございます。

【伊東委員長】

それでは、これより「改正決定の必要性の有無」について審議を進めてまいります。ここからの審議に関し、審議内容の「公開」「非公開」について、委員の皆様には諮りたいと思います。

運営規程第7条では、原則として「公開」となっておりますが、同条但し書きにおいて「公開することにより委員の率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合」は、委員長の判断により、「非公開」とすることができる、とされております。

運営小委員会では、例年、委員の率直な意見交換ができることを優先し、運営規程第7条但し書きを適用し、ここからの審議を「非公開」として取り扱っておりますが、第1回目の本審においてご審議いただきましたとおり、公労使3者が集まったの議論の部分については「公開」とし、公労・公使の2者による個別審議のみ「非公開」といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

それでは、公労使3者が集まったの議論の部分については「公開」とし、公労・公使の2者による個別審議のみ「非公開」といたします。

それでは、運営規程の第8条第1項に基づきまして、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

署名人は、私のほかに

労働者側は、河本委員

よろしく願いいたします。

使用者側は、上村委員

よろしく願いいたします。

【伊東委員長】

それでは、「改正決定の必要性の有無」について審議を続けます。

特定最低賃金の改正について、お手元の6頁の資料No.5にありますとおり、3つの産業について、改正の申出書が提出されております。

委員の皆様には、3つの特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」についてご審議をお願いいたします。

審議の進め方ですが、先ず労働者側委員の代表の方に、申出に関しまして補足説明がございま

したら述べていただく。もし、参考人をお呼びでしたら、参考人の立場・お名前をご紹介の上で、1つの特定最低賃金に関し、5分程度で発言をお願いいたします。

次に、使用者側委員の皆さんから、特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、ご意見をお伺いする、もし、参考人をお呼びでしたら、参考人の立場、お名前をご紹介の上で、1つの特定最低賃金に関し5分程度で発言していただきたいと思います。

そのような形で審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議がないことを確認)

それでは、ただ今申し上げた順序でお願いいたします。

まず、労働者側委員の皆さん、申出に関しまして、何か補足説明はございますでしょうか。

【松田委員】

労働側の松田です。

まず労働側として補足説明させていただく前に、昨年の審議の最後の取りまとめの中で、議事録にも残していただいておりますが、今年は意義と役割を奈良としてどのように考えていくかというところが議論の中心になるかなというふう思っております、その中でこれまで特定最低賃金が設定された経緯であったり、そういった部分を三者で改めて認識したうえで今日的にどう取り扱っていくのか、そういった議論を行うのかなというふうに考えております、その経緯の部分につきましては前回、労働局の方で過去の資料等で残っているかどうかという話もありつつ、使用者側からの提案で始まったという部分も含めて全員で認識を合わすのかな、と認識しておりました。

ですので、今回そういった資料がなかったもので、進め方の部分に少しふれてしまうのですが、どのような形で進めていくのか、少し教えていただけないかな、と思っております。以上です。

【伊東委員長】

昨年度になかなか話し合いが進まないということで、私の方から労使にお願いさせていただきました、特定最低賃金についての役割、意義について今一度確認を取りたいということをお願いして、それぞれの考え方についてお話をしていただきたいとお願いをしておりましたので、それについてタイミングのいい時でよろしいとは思っていたのですが、今でも結構ですし、この後の話合いの中で発言していただいてもかまわないと思っております。そういったところでもよろしいでしょうか。

【松田委員】

先にそれぞれ意見を主張するという形でしょうか。

【伊東委員長】

それでもかまいません。

【松田委員】

先に全員で共有してからの方がいいかと思っています。

【伊東委員長】

はい。ではまた、後ほど。

それでは、使用者側委員の皆さん、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

【上村委員】

いつもの冒頭の使用者側の意見表明ではなくて、その前に、ということでしょうか。

【伊東委員長】

その前に・・・。

【上村委員】

使用者側の見解とか、例年、機会をいただいていると思うのですが、それでいい・・・。

【伊東委員】

事務局の方から。

【中村室長】

今、労働者側の松田委員の方からのご提案というのは労働者側の意見を述べる前に事務局の方から過去の経緯等を説明したうえで、ということです。それに対して、その労働者側の意見に対して、上村委員の方がお答えされる、その前に進め方についてご意見はありませんか、ということです。

【上村委員】

こんな感じではあれですので、また、必要な場面ではまた意見を述べさせていただきます。

【伊東委員長】

それではお願いいたします。

【中村室長】

それでは松田委員からありましたので、説明させていただきます。

若干、資料等準備というのはございませんけれども、非常に簡単ではあるのですけれども、特定最低賃金の経緯等を簡単に説明させていただこうと思います。

その前に、下山委員が到着されましたので、下山委員がご不在の時に、委員長、委員長代理の選任について議論させていただきまして、下山委員に委員長代理にご就任いただくというお願い

をさせていただいてよろしいでしょうか。

【下山委員】

お受けさせていただきます。よろしく願いいたします。

【中村室長】

それでは事務局の方から簡単に最低賃金の意義というところを、若干、歴史を踏まえて説明させていただきたいと思うのですが、そもそも最低賃金制度というのができましたのは産業別最低賃金からスタートしております。当時は産業別の産業の枠をどんどん拡大していきまして、全国に最低賃金を広めてくということからスタートしたわけですが、その後、昭和51年ですかね、地域別最低賃金が後からできまして、それで全国の労働者に適用される最低賃金ができあがったわけでありまして。それに伴いまして、当時の産業別最低賃金の意義が若干変わってきまして、その後整理されたところで言いますと労働者のセーフティネットとしましては地域別最賃というので役割を果たす、それがあの上で、さらに現在で言いますと、特定最賃を設ける意義としましては、当該産業におきまして、地域地域の重要性であるとか地域最賃に対する優位性というものを労使のイニシアティブを発揮していただいて地域別最低賃金を補完する、そういう役割に変遷していった経緯がございます。そういった意味で考えますと特定最低賃金におきましては県内における当該産業の位置づけ重要性というところがひとつのポイントということになると思われますし、さらに企業としての、産業としての地域別最低賃金に対する優位性、そういった部分も役割の一つとして重要になってくると考えております。また、必要性の判断の中で議論するところの手法としまして、平成14年の中央最低賃金審議会の全体協議会の報告によりますと、労使のイニシアティブの発揮により申立ての意向表明がありました後、すみやかに関係労使の間で意思疎通を図って改正に向けての動きを取っていくべきであるという考え方も示されているわけがございます。

事務局からの説明としては以上になります。

【伊東委員長】

ありがとうございました。

それではそれに対しまして、労働者側から意見を願いいたします。

【松田委員】

松田です。

経過ありがとうございます。今おっしゃられた内容については全国的な状況の話なのかな、と思ひまして、奈良県内でどのように特定最低賃金が立ち上がってきて、どういう経過で出来上がったのか、そういった部分は何か情報ないでしょうか。

【中村室長】

奈良県のところにつきましては今すぐお答えできる状況にございません。

【伊東委員長】

少なくとも特賃ができた時において4つありましたけれども、これについて奈良県において重要な産業であることから労使双方の合意のもとにできたというふうに私はうかがっておりますけれども、それに対しての正確なエビデンスをみたわけではありませんけれども、漏れ伝わるところではそのようには聞いております。それで労使双方からという形で始まったものであるということも聞いておりますけれども、それ以上のものは私もうかがっていません。

【松田委員】

それではどういったものを軸にして奈良県として意義と役割を話し合っていくのかというのは難しいのかな。何を軸にしていくのか。

【伊東委員長】

労働者側としましては何を軸にして話し合いをしていきたいと思えますか。

【松田委員】

少し期待していた部分としては、なぜこの業種が主産業、特定最低賃金が必要な業種として立ち上がったのかというところの歴史経過がわかれば、そういったところの流れが今とどう違うのかという判断ができた上で、いま本当に必要なのかどうかという話も考え方としては根拠になるのかなと思っていましたので、それがなくなると何を軸にしようかなというところで少し考えが及んでいないところです。

【伊東委員長】

今の提案されている三産業の奈良県における必要性というのが明確であるかどうかということで・・・。

【中村室長】

よろしいでしょうか。

松田委員のご期待いただいていた部分についてお答えできなくて申し訳ありません。ただ、奈良県というところのお答えにはなりませんけれども、全国的に特定最低賃金というのが設定されている意義としましては、そこを判断する部分としましては、業種にそれぞれ適用される奈良県内において適用される労働者の数ですとか、それぞれの設定された産業における賃金水準、それが他の産業に比べてどれほど高くその優位性を保つ必要があるのか、というようなことを全国的には判断されるべきものであるというふうに考えております。

【河本委員】

河本です、よろしく願いいたします。

まさに昨年の最後に伊東会長からご発言がございましたとおり、このままこの論議なしに今年の審議をさせていただいても昨年と大きく違わないやり取りに終始してしまうと、基本的にはこの必要性審議においては全員一致を目指して進めていくという考え方のもとにいうと、論議がかみ合わない状況が続いてしまうというのが昨年の課題認識だったと記憶しています。その中で伊東委員長から非常に難しいけれども今日的にこの特賃の意義を再度話し合いたいというご提

案があったのだと認識してしまして、その時に私は「奈良だけでこの論議ができますか」と申し上げたかなと、「やれるところまでやりましょう」というお話だったかと思うので、その文脈からいくと答えが出るかどうかというのはありますけれども、少しマクロの視点で、今、事務局からあったように今日的な特質に位置づけというものがどうなのか、という論議をしなければならないのではないかな、と思っているのですけれどもいかがでしょうか。

【伊東委員長】

特質の制度ができた時ではなく、今（ですか）。

【河本委員】

はい、今ですね。

【伊東委員長】

今として特質というのは存在をどのように理由づけるのか、ということでそれぞれの考えを、話し合いをしていくということによろしいですか。

【河本委員】

答えが出るとはなかなか思えないのですが、労働側からすると、中央でもそういう論議を継続していますし、地賃がこれまでとは違うレベルで上がっていった中で、それぞれの特質が、全国的に地賃が特質を飲み込んでいく状況にあると、これに対して使用者側も課題認識があるのも認識をしています。ただ、労働側からすると、特質というのは、言葉で申し上げますと、公正な賃金決定の促進による労働条件の向上を目的として、いわゆる我々組織労働者は各組織の労使の中で様々な協議をしていますけれども、未組織労働者を含めた労使交渉の補完代替機能なのだとして位置づけております。その意義が今日的に本当に変わっているのかと、サプライチェーン全体の同一労働同一賃金ということも含めて産業の魅力の向上を目指して特定最賃というのを論議しているということからすると、我々からすると、奈良県においてどうかという話は少しさておき、特定最賃の役割、意味というのは、今日的に変わらない、もしくは中身は変化していても特定最賃の意味というのは今日的にも重要なものだと考えているということをお願いしたいと思います。

【伊東委員長】

ありがとうございました。

ということで、ここにこの三産業について個別的な話し合いをしないといけませんけれども、それにおいては同一労働同一賃金という制度が掲げている一つの大きな目標、こちらの方に近づけていくということがまずは必要であるということと、これらの産業の魅力というものを、しっかりと奈良県内で保たなければならないということで特定最低賃金というものが必要なのだというふうに私は今のお話を聞いて理解しているのですがそれでよろしいでしょうか。

【河本委員】

はい。

【伊東委員長】

ありがとうございました。

それでは使用者側の方からご意見を伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

【上村委員】

すみません。何を申し上げればいいのかよくわからないのですが、我々は特定の意義も踏まえて労働局長から諮問を受けて必要性の有無を判断する場だと理解しておりますので、どこまで上流にさかのぼるかというところも一定この場では一生懸命考えないといけない部分かな、と今思っています。

特定の意義と申し上げましても、ここで申し上げるかどうかはわかりませんが、例年、特定の意義は終わって、役割は終わったというふうに表明させていただいております。ですので地賃の屋上屋を重ねるものだとして不要になってきているかな、と思います。

私も伊東先生と同様に、設立時は労使双方で立ち上げられたものだという認識を受けておりますので、その頃は労働者側だけで立ち上げたものではなくて、使用者側も一定の評価を経てスタートしたという認識は持っておりますし、それは事実だと思っております。

それがでも、平成の頭、もう今から35、6年前の話でございます。当然、社会環境、経済環境、国際環境すべてが変わってくる中で、それが既得権益のようにずっと続くような状況なのかというふうに感じているところでございます。平成の頭の頃はまだ円も安く、海外展開も少なかった中でこの30何年間で海外展開が進み、円高が進み、企業は耐えられず海外に出て行っている状況になっています。そういった社会環境の変わらない中で、特定の産業だけ、特定最賃という考え方は、もう役割は終わったのではないかと考えているところでございます。

ですのでそのあたりのところは、意義を上流にさかのぼることも大事ですが、そういったことも踏まえながら奈良の地でいただいた申し出に対してどうリアクションをするかというのが、この運営小委員会の場合だと理解しておりますので、そのあたりのところをよろしく願いできたらなと思っているところでございます。

以上でございます。

【伊東委員長】

前回の、昨年度の最後の時に双方にお願いしておりましたので、何らかの意見を言っていたかないと、先ほど労働者側からもありましたように毎年同じことの繰り返して話が先に進まない、なんとなく集まってやっておけばいいじゃないかという感じにしかなくなっているというのが現状ですので、そこの特賃の意義、役割をしっかりと認識しておきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

【上村委員】

補足になりますが、使用者側の見解といたしましては、私ども本日集まっております委員とともに各業界の方々に意見を聞きましたところ、今の私どもが申しあげました、設立当時との社会環境の変化等を見つめまして、役割・意義は終わって不要ではないかなという意見が大半でござ

います、圧倒的でございます。それを踏まえながら特定（最低賃金）の設立時の意義は社会環境の変化の中で役割を終えたというような認識は持っているということで、それに対する使用者側の評価といたしまししょうか、意見ということによろしゅうございますでしょうか。

【伊東委員長】

使用側としては特賃はすでに役割は終えている、産業の育成とかいうのではなくて、特に平成に入ってから新自由主義による競争というのに基づいて賃金が決められていく中であって、私が勝手に解釈しておりますけれども、そのような中において、環境が大きく変わっていることから、産業別での適切な賃金決定とする必要がないのではないかというふうに理解をしておりますがよろしいでしょうか。

【上村委員】

はい。

【伊東委員長】

労働者側の皆さんには特賃の意義が終わったのではないかということに対してのご意見をうかがわせていただきたいというのがひとつと、それと使用者側に関しましては同一労働同一賃金ということに関してのご意見をお伺いしたいと思います。それぞれ話し合う時間が必要だと思いますので、そちらの方に移動していただいて、この課題について話し合いをしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(公労使それぞれ別室に分かれて協議を実施)

【伊東委員長】

大変お待たせいたしました。

それでは審議を進めていきたいと思っておりますけれども、まず、使用者側に対して、同一労働同一賃金に対しての考え方について見解をお願いします。

【上村委員】

失礼いたします。

同一労働同一賃金という言葉が河本委員から出た中で、その時意見を申し上げようかなと思っていたのですが、一般的に同一労働同一賃金というのは同一組織内において同じ仕事をする者に関しての賃金差は差別に当たるというような考え方で、その議論の考え方とその特定の中のというところは整理しなければならないのではないかと考えております。同じ仕事をしていても会社が違えばそれは同一労働同一賃金の考え方ではありません。そして、もし間違えていたら労働局の方がご指摘いただければと理解しております。日本は職種別の組合をとっておりませんので、例えば溶接工であれば何円というように決まっているわけではありませんので、そういう意

味でこういった考え方のもとに現行の地賃、特定最賃の議論の中に同一労働同一賃金という考え方はどうなのかな、というふうに思います。冒頭に申し上げられた産業の中で組合以外のところの中での産業のバランス、発展を考えるというようなところの特定の意義というのは全体の中では理解しておりますので、その中で基幹産業たるべきかどうかというのは奈良の地べたの話を、今後出てくる中で申し上げるべきだと思いますが、会社を超えて同じような仕事をしているから同じ賃金、だから低い者を上げるべきではないかという議論は、ちょっと、いかがなものかなと感じているところでございます。

以上でございます。

【伊東委員長】

ありがとうございました。

それでは労働者側の方にお伺いいたしましょうか。当初の段階では、使用者側からの意見がありましたように意義があったけれども、今ではその役割は終わっているのではないかということに関してのご意見をお願いいたします。

【松田委員】

労働側の松田です。

今回の意義と役割というところの議論の中で、当初、奈良県のできた、当初の意義と役割がどういう認識だったのかというところも話に出させていただきまして、そこは少し実態が把握できないという中で、使用者側の方からは今日的には周囲に聞いても意義と役割はもうないのだという話をされていたかなと思いますが、意義と役割という部分でいいますと特定最低賃金の制度設計自体のものになりますし、実際、近隣府県におきましては特定最低賃金が改正されていて、高い水準での金額設定となっているという実態を踏まえまして意義と役割というものはそれぞれの労使の中であるというふうな判断で金額改正が行われている実態となっております。これはマクロの話になっておりまして、特定最低賃金の機能としては公正競争の確保というところもあつたり、労使交渉の補完、代替という機能、そして健全な労使関係の構築と、やはり当該労使の産業に深くかかわる労使でしっかり話し合うことによって健全な労使関係が構築されるという役割も持っておりますので、そういった部分で行くと8割以上の労働者が賃金決定できない状況であつたり、賃金の不当な切下げの防止、価格転嫁というところを進めていくには、やはり不当な賃金の切り下げの防止ということはきっちりとしていく必要もあると思いますので、労働者側としてはこの与えられている機能と役割に関しましては現在も機能している部分、機能させていかなければならない部分かなと認識しております。

以上です。

【伊東委員長】

ありがとうございました。

ということで使用者側にもお伺いいたしましたけれども、同一労働同一賃金という考え方について、同一企業内でのものであるということ、直接的な採用ではないということを考えれば、いわゆるジョブ型雇用というものが進んでいない段階で同一労働同一賃金の考え方は難しいのでは

ないかということですね。今政府の方で進めようと今、三つの改革のようなものを行っておりますけれども、まだ進んでいないのが現状であると考え、その視点からの特質というのは難しいのかもしれないということですね。一方で役割は今の時点では終わっているところはあるけれども、まだ8割の労働者の方が交渉で決定ができていない状況の中であって、公正競争とか補完と考えるにあたって、何らかの形で機能させるように変えていく、意味づけとかをしっかりとつけていくことが必要となってくるというふうな理解でよろしいでしょうか。今の段階では難しくなっているけれども、例えば先ほどのジョブ型が中心になってくるのであれば、やはり特質というものが必要になってくるものである可能性が高まっていく可能性があるとなりますので、今の段階では難しいかもしれないけれども、今後これを機能させていくべきということであれば、続けていく必要がある、政府に対して続けていく必要があるのではないかと、という理解をさせていただいたのですがそれでよろしいでしょうか。

【河本委員】

すみません。私からも意見というか。

上村委員のおっしゃられるとおり、同一労働同一賃金という言葉自体は派遣労働者等も含めて、一つの企業内での話が基本だとは認識をしております。ただし、同じ産業の中で働く方々の労働条件を同じようにしていこうということは同一労働同一賃金というかどうかは別にして、少なくとも我々産業別労働組合としてはその大きな目標を持っていると、全体の底上げを目指しているということは、使用者の方が合意をいただいているかどうかは別にして、申し添えておきたいと思います。加えてですけれども、ジョブ型というふうなお話もありましたけれども、他府県の特質を見てくださいと、実際には基幹労働者をどう定義するかというのは別に定めているところも少なくないということです。いわゆる同じ産業の中でも補助的な業務をされている方は除くというふうなやり方というのは十分に検討に値すると思いますので、その産業の中でのどの職種を限定するかというのは、やり方によってはできるということを是非、ご認識いただきたいと思っております。

【伊東委員長】

ありがとうございました。

労働者側としては同一産業内での同一労働同一賃金を求めていくという考え方であるということと、基幹労働者の考え方として、どのような部署にするのかというような考え方を今後深めていきたいということよろしいですか。

【河本委員】

その可能性を持っているということをお伝えしたということです。

【伊東委員長】

ということで、今後これから何度も繰り返しこの点について話し合いをしながら、よりよいメッセージを奈良県だけでも持っていければいいかなと思っておりますけれども、一応、使用者側の皆様も、過去においてこの制度に意義があったということ、また、労使双方での合意はあつ

たのだということからスタートしたということでは理解はしておられるということで、ただ、現在においてはその役割というものが変わってきているのではないかということですので、必要性に関する何らかの資料というものが労働者側の方からあれば提示していただきたいということですが何かありますか。

【松田委員】

何に関する？

【伊東委員長】

今年度・・・。

【河本委員】

一旦、今日的役割の話は区切りをつけたということですか。

【伊東委員長】

はい。

【河本委員】

それでいうと、一つ確認させていただきたいのですが、昨年までなかなか論議がかみ合わなかった、それはそのとおりかと思うのですが、それは立場も違いますし、よくわかります。この今日の冒頭の論議を経てですね、少なくとも今日的な役割を終えた、全体として、特定最低賃金の今日的な役割を終えたんだという主張というか、価値観を、この運営小委員会の中に持ってくるということは、今後少なくとも、今の論議経過からすると、今年来年ないと思ってよろしいのでしょうか。

【伊東委員長】

この中で、今日的な役割は終わったという結論にはしません。

【河本委員】

ということですね。はい、わかりました。

【伊東委員長】

少なくとも申し出があったということは、自分達が必要性があると感じているわけですから。ここでないという結論を出す必要はまだないと思いますし、ないと結論するのであったら廃止の方向の話し合いになってしまいますので、それはまた別のステップが必要になってきますので、ここではそこについて考える必要はないと思います。

【河本委員】

ありがとうございます。

【伊東委員長】

ということで、今年度特賃について改正をするにあたっての必要性の資料があれば、お願いしたいのですけれどもどうでしょうか。

【松田委員】

意義と役割という部分に関しましては、「なし」という話は今の時点ではなく、「ある」という中で奈良県の状況に少しフォーカスして行きたいかなと。私の方から、先ほど少し近隣府県の話もさせてもらいましたが、昨年時点におきましても滋賀、京都、大阪、兵庫という部分で同業種の金額改正というもので進んでいっている部分もありまして、多くのところで時間額が1,000円を超えるような水準の特定最低賃金の設定がされている実態もあります。今回、申出業種3業種の労働協約を付けさせていただいていますが、それぞれ電気機械、一般機械、自動車小売の3業種がありますが、この3業種それぞれ見ましても、電気と言えば昨年に比べて7%以上、7.2%の引上げが実施されている、また一般機械においては全体の平均で2.8%、自動車小売でも3.1%の引上げ、これは全体の平均ですべて行われているということで、企業内最賃でいえば、それぞれ昨年と比べて高い引上げが行われている状況となっております。推移を見ましても、ここ3、4年間を見ても、一応、上昇の傾向になっておりまして、企業内最賃というものは労使交渉の中で引上げが続いているという状況になっております。そういったところをやはり、労使関係のない8割の労働者乃至は公正競争の確保という部分でしっかり同産業内で価格を維持していくためには不利益を被っている企業がないような部分、最低限を維持するために特定最低賃金機能を発揮する必要があると考えています。こういった近隣府県の状況もあつたりしますが、奈良県内で特に課題があるのは、県外就業率、就職率の高さだと思っております。就職率で見ても全国42位となっておりますし、奈良県内で就職を希望される方がかなり少ない、こういった実態は奈良県の労働力を奪っていく、基幹労働者がなくなっていく、ということで実際、経済の成長にも悪影響を及ぼすのではないかなと考えております。そうでなくとも県外就業率の高さが全国3位というのもあり、これは地賃の方でも話をさせていただきましたが、特に大阪への就業が近隣市町村でかなり高い水準になっておりますので、どんどん賃金の高い方に労働力が流出していっている実態が見取れるようになっております。そういった部分、当該産業労使の中で、どうやって奈良県の企業を発展、成長させていくのか、というところを考えていかないと、奈良県の産業としては人手不足がすでに起こっている中で、どんどん企業経営が苦しくなっていく、そういった実態も見えてくるのかな、と思っております。やはり、将来にわたる地域産業のあり方、地域経済への影響、こういったものを当該労使でしっかり話し合う必要があるのかな、と思っております。労使深い話をするような場があれば実際に特定最低賃金というものが奈良県においてどれだけ必要であるのかないのかということも話しできると思いますし、特にこの価格転嫁というものも進む中で賃金の不当な引き下げが行われないうように労務費がきっちりと転嫁されていくような環境も作っていく必要がありますので、最低限のラインが特定最低賃金となりますが、そういった部分も含めて産業全体の発展と奈良県の産業の発展に向けた取組みが必要かなというふうに考えております。

以上です。

【伊東委員長】

ありがとうございました。

使用者側の方は何かご意見ありますでしょうか。

【上村委員】

今の労働者側のご意見に対しては何もないです。

【伊東委員長】

では必要性に関する意見について。

【上村委員】

失礼いたします。

先ほど必要性はないと申し上げましたけれども、それを補完する資料といたしまして今お配りさせていただいているところでございます。ぱっと見ていただいた時、今回議論するべきところは3つの業種というところで絞ってお話ししたいなと思っておりますが、製造業の2者につきましてはの状況としまして、前回もご提示しましたけれども、全国、近畿に比べて奈良の製造業は大変弱いというのがトップページにございます。そしてページめくっていただきました2ページ目にある下の段のグラフが今回の特定の該当する業種のグラフでございます。100より一部点点点、生産用機械が一部100を超えていますけれども、それ以外の汎用機械、そして電気機械等は下回っているところでございます。これを抜き出したのが3枚目の表でございます。左側の列に各月の総合指数が出てきております。それに対して、電気、そして生産用はん用機械、そして生産用というのが確か輸送機械を合わせまして、その横に一般機械を参考に載せているというような表を見ていただきましたときに、左側の列に対して優位なところを黒くハッチングさせていただいております。そうやって見ていただきますと電気機械につきましては真っ白け、そして生産用機械についても輸送用機械についても真っ白け、汎用機械はプラスとなっておりますけれども平均とした時の一般機械はほぼ真っ白け、というようなところで、つまりそれは総合に劣っているということはプラスのふうにその業界の数字がふっていないというふうに理解しております。ですのに特定最低賃金というのはその地域における基幹産業という位置づけで考えたとき、いかなものかな、というように考えているところでございます。

そしてページをめくっていただきました自動車です。自動車の状況でございますけれども、見ていただきました上の段に各年度の販売台数が出ております。コロナ前は45,000というような形の一定の規模があったのですが、コロナを経て生産ができないところが落ちて、ちょっと反動で2023年は戻りましたが、下の方に戻っていただきますと2024年は1月からずっと△（白三角）でございます。つまり、ある会社のいろいろな問題によりまして車が造れない、売れない、というような産業の状況でございます。このことは何を申しているかといいますと、常々申し上げておりますけれども、これを議論すべきところは自動車販売の話でありまして、自動車産業の話ではございません。自動車産業は海外で作って海外で売れば利益は出ますけれども、自動車販売は奈良の地の地べたでいかに売りさばくかというところでございます。産業の状況が大変苦しい中でこういったところで人口が減る、自動車離れが進む、そういったところの中で売上げが低迷しているというところは、後ほど申し上げますけれども、基幹産業足るべきというふう

に理解できるのか、というところでございます。話が少しずれますけれども、先ほど県外就業が多いという話がありました。県外で働くということは県外で人間関係ができて、そこで車を購入する、そして登録だけ奈良に持って帰ってくる、つまり本来でしたら奈良の住民は奈良で購入する機会が多いのですけれども、県外就業が多いということで県外に自動車の購入の流出が起こっていると、というようなことも踏まえまして、奈良の産業の地で大変自動車販売のしんどさというところを考えていかなければならないかな、と思っております。また必要でしたら詳しく補足させていただきますが、ページめくったときに、中古車の価格が上がっていると、つまり、これは新車が売れないから中古車が人気が出てくるだけで、要はこれも一時だけの話で、新車が売れないと買い替えで中古車市場にも物が出てこないから、中古車が売れているのではないかということをおっしゃるがためではなくて、こういった産業ごとのしんどさを説明するがためにつけた資料でございます。

そして次のページからは年鑑から引っ張ってきたところでございます。線を引いているところが今回該当する業種ですけれども、例えば見ていただきましたら下の段の電気、右の列にあるのが付加価値額です。県内の製造業における、電気をやり玉にするつもりはないですが、付加価値がここだけの産業が基幹産業でしょうか。そして機械関係も一定数ありますが、上のところで括弧していますように、食料品や化学プラスチックのような産業と比べてどれだけ突出したものがあるのかというふうに感じているところでございます。1枚目が4名以上、そして2枚目が30人以上ですので割愛させていただきます、ページめくったところが商業でございます。

ここは自動車小売ですけれども県の統計上は二輪車の販売も入っているということで、右の方の数字の売上額で自動車のところで引いていただきたいなというように思っておりますが、小売業に占める自動車の売上げ引いたときにそれなりの規模なのではないかというのも踏まえて、先ほどの自動車販売のしんどさとともにご説明させていただいているところでございます。

そしてページをめくっていただいたところが、地賃の時も出てきた資料でございますが、奈良も含むBランクのところにおきましては本日の該当である製造業、小売業におきましてはそこにありますように37%から44%くらいが賃金を引下げた、改定しないというところで、二極化が起こっております。二極化という単純な言葉以上に企業のしんどさがあります。先ほどからおっしゃられる賃金の不当な引下げというのは何を指すのか私には理解ができませんが、こういったところで賃上げができていないところの企業というのは本日の該当業種にも当然数多く存在するかと思っております。そういったところの企業のしんどさというのは先ほどからちらちらと上がってきております、価格交渉が進んでいないというようなところで出てきております。このところで一つ一つ読み上げませんが、価格交渉業種によって違えどもですね、十分進んでいない状況があります。そしてページをめくっていただきまして下に53と書いてあるところであり、右下に53と書いてあるところの回答企業からの声として、「労務費については、自助努力で解決すべきとして交渉自体を拒否された」「労務費上昇分について要求されるエビデンスを示すことができずあきらめざるを得なかった」「価格交渉をしようとしたが、労務費が上昇しているのは御社だけではないので交渉に応じてもらえなかった」「10年以上同様の業務を請け負っているため毎年、価格を同じにさせられている」そしてページをめくっていただきましたら同じように正当な理由のない原価低減要請による例として、アンケート回答の企業から「毎年、原価低減活動と称しコストダウンが求められる」「販売価格の上限が設定されており、しかも毎年下げら

れている」「割戻金を要請される」「歩引きが行われる」「過去5年にわたり交渉しても、そんなことを言うてくるのはあなただけ、うちの価格に不満なら他の下請を使うぞ、と言われる」「決めている価格から一定期間の金利引きをされる」等々のしんどさがございます。

こういった中小企業のしんどさの中でさらなる負担というのはいかがなものかなと思います。そして次のページはおもしろいコラムがありましたので、引っ張らせていただいております。1枚目を読んでいただいたらと思うのですが、2枚目をめくっていただくと左側の列にいろいろあります。価格転嫁できたところはほんの少力で、中段にありますように全く価格転嫁できない企業が19.8%もあったとあります。そしてすみません、少し飛ばしましたが、上から2つ目の波線のブロックで「大企業や取引先の価格転嫁ができるかがカギを握るが、製造系の産業別労働組合の幹部は「春闘では経営自体が苦しく、大企業や取引先に製品の価格転嫁ができたところは一定の賃上げが出たが、価格転嫁ができなかったところは賃上げ回答が出なかったところもある」とコメントがあります。そして右側の下の方にありますように「大企業の経営者の中には労務費を生産性向上という企業努力によって上げていくべきであり、価格に転嫁するようなものではないという認識がいまだにある。しかし、中小企業はこれまで乾いた雑巾をしぼるような状態でやってきており、価格転嫁してもらわないと賃金は上げられないし、従業員の生活も支えきれない」ということをおっしゃっています。こういった原材料が上がる、電気代が上がる、運送代が上がる、そして人件費が上がる中で中小企業としては先ほど申し上げましたように、一定数が賃上げができないような企業がある中で、特定最賃ということは地賃を上回る金額を提示することです。ですのでそういった地賃を上回るような金額が本当にいかがなものかなと思っております。

次のページは円高で価格交渉に影響というふうに出ています。今までは円安のしんどさを言っていました、それで潤っている企業もあったと思いますが、円高になったら急に価格交渉を持ち出してくる企業があると聞いております。円安の時は何も言って来ないのですけれども、ちょっと円高になったら「円高になったから材料が下がるかな」みたいなことを言うてくる大手さんが大変多いように聞いております。そういった中の苦しさの中で経営している中小企業の中で価格引上げを伴う特定最賃というのは地賃よりもプラスになるということで、それはいかがなものかと思ひます。そして、これが私どもの労使交渉の結果です。次のページにつけているところが経団連の500人未満、中小中堅の数字でございます。奈良は今回該当する業種はぴったりありませんけれども、金属工業で妥結が2.56ですか、そして自動車小売については3.58、そして経団連の数字で言いますと機械金属は4.09、電機では5.06、非製造業の商業の4.01というような形で引き上げられておりますが、今回私ども地賃が引上げられたのは5.34%になっております。ですのでこれでの金額以上の賃上げを地賃において行っていると。ですので底値の上に対しても屋上屋を重ねるところになる特定（最低賃金）でさらなる企業に負担を強いられるようなことがいかがなものかな、というふうに思うところが、改正の必要性なしという根拠にしたいと思っております。雑駁な説明で端折った説明ではございますが、そここのところのご理解をよろしくお願ひいたします。以上でございます。

【伊東委員長】

ありがとうございました。

今の説明に対して何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(意見、質問なし)

上村委員の方から示されたデータに基づいて使用者側の方は賛成しかねる、ということですね。

【上村委員】

改正の必要性はないというふうに理解しております。

【伊東委員長】

意見が出尽くしたようですので、何か今、特別に言っておきたいことがあれば、お伺いさせていただきますが。公益も含めて。

【下山委員長代理】

これは入れてないということによろしいですね。

【上村委員】

順番に出そうかなと思っていたのですけれども、持ってきております。

補足させていただきます。目安金額のところ、本来でしたら地賃金額に変えないといけません、すみません、その時の資料のままですけれども、50円という数字がどれだけ大きいかということをご理解いただきたく作ったところでございます。ざっくり挙げますと、募集の金額が50円上がるだけではないということをご理解いただければと思います。当然に50円上がるということは中にいる人の賃金も上がります。50円上がると月何十時間掛けたときに、それに当然事業主負担もかかってくるでしょう。厳密にいうと標準報酬月額でいろいろと出てくると思いますが、議論をわかりやすくする意味で単純に事業主負担率を掛けたときの金額がそこに時間数に応じてパターン4、5、6としているところでございます。パターン4、5、6のうちで例えば賃金上昇と保険上昇を足し合わせた金額パターン5で9万7千何某かを一つサンプルに持ってきたときに、この10人パートを雇用していたら97万円の負担増になるという表でございます。細かい数字は割愛させていただきますが、この97万円を企業として回収しようとするればどうしないといけないのか。つまり1%の利益率なら9700万円の売上増を行わないといけません。2%ならば4850万円。大体中小企業の利益率はこれくらいではないでしょうか。5(%)のようなところはなかなかないと思います。そうすると単純に50円上がるというのは企業の経営者にとっては大変重たいところでございます。50円上がったら5000万円の売上増、純増でございます、を凶らねばならないということでございます。そういった中でいかに賃金の上昇が厳しいというところをご理解いただくための表でございます。そして先ほど申し上げましたように、価格転嫁が十分に進まない中で原材料の高騰、電気代の高騰、ガソリン代の高騰、運送費の上昇に加えて人件費の上昇がどれだけ重たいのか、そして先ほどからありましたように政府が掛け声はかけるけれども何も改善しておりません。106万円の壁についても議論するだけで何も改善になっていない。そういった企業の厳しい中においてさらに上乘せをする、非常に高額な地賃の上昇分にプラスするという議論はなかなか耐えられないところにあるところの

補足の資料でございます。

失礼いたしました。

【伊東委員長】

ありがとうございました。

【河本委員】

上村委員、いろいろなデータを見せていただきありがとうございます。

奈良県の今回申出をしている3業種の産業の状況というのは必ずしも思わしくないという状況というのは一定程度理解できました。ありがとうございます。

一方で我々が今回、継続して特定最賃の審議、論議をお願いしている業種というのは少なくともマクロで見たときに、一般の産業に比べて、ちょっと自動車小売は微妙なところがありますけれども、他の産業に比べて生産額、それから付加価値の高い産業であるということは間違いないということは申し上げておきたいと思います。

もう一つは今、地賃の50円の影響、5000万円の売上を上げなきゃいけないというお話がありましたけれども、ここはまさに我々も同じ課題認識で、だからこそ価格転嫁を進めなければいけないということかと思えます。先ほど様々な説明の中で、価格転嫁について「できない」、「できていない」状況について触れていただきましたけれども、それは実態としては少しずつ進んではいると思うものの、十分ではないというのは同じ認識です。それに対しては中小企業の視点というのは非常に重要ですが、もう少し言うと、経営者団体としてどのように捉えておられて、どのようにこのことを進めていこうと思っているのかというのは、そのしわ寄せをいわゆる労働者の人件費を上げられないのだということではなくて、どのように進めるのかということを経営者団体がしっかりと考えていく必要があるのではないかと思います。そのこともぜひご理解をいただきたいと思います。加えて、やはり我々、特賃もそうですし、地賃もそうですけれども、当然、生活者のコスト、物価が上がっているという中で、特にこの特賃に関しては産業としての、アウトプットの大きな産業の奈良県における位置づけを高めていく、そういったプラス循環にするために申出をさせていただいているということも、ぜひ、公益の方も含めてご理解いただきたいと思います。以上です。

【伊東委員長】

ありがとうございました。

ということで労働者側からのご意見がありましたけれども、使用者側としてはいかがでしょうか。

【上村委員】

我々使用者団体として、今ご指摘のあったように様々なルートで先ほどありましたように価格転嫁ができる環境づくりを要請し、それを支援させていただいているところでございます。それとともに、企業というのは人件費だけが事業運営コストではありません。労働分配率に上がれな

いところに対して、人に対して、企業はお金を使っています。例えばこれだけ暑くなってきたら工場内の労働環境が厳しいので、ないお金を絞ってスポットクーラーを入れようか、ファンのついている制服に変えようか、そして暑いときに汗をかいてはいけないからドリンクをあげようか、塩飴を用意しようか、そういった形である業種によっては利益を削ってでも人を入れて休める環境を作ろうか、というような形で労働分配率に出ないところで企業は人に対して努力をしているというところをご理解いただければな、と思います。ですので賃金のところだけが従業員に還るといような考え方ではなくて、トータルで企業は会社を運営していくのは社長ではなくて従業員であるというのは皆さん理解されています。それを還したいという思いの中で様々な優先順位をつけながら頑張っておられる、その中で賃金も頑張っておられるしそれ以外のところも頑張っておられる、そういった厳しい中でどこまで真水の賃金のところまでできるのか、この5. なんぼという数字は大手さんでも出していない数字を地賃でたたき出しているという重さを公益の先生ともどもご理解いただければな、と考えているところでございます。以上でございます。

【伊東委員長】

ありがとうございました。

ということで、そろそろ打ち止めとしていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

残念ですけれども、本年度も全会一致での必要性ありという結論には至っておりません。この議論では全会一致でなければ先に進めないということになっておりますので、改めてこの全会一致での必要性有りとは至らなかったことについて労働者側の委員から何かご意見ありませんでしょうか。

【松田委員】

昨年、意義と役割というところの観点で話を今後していこうという中で、今年に関しましては一定、意義と役割に関してはあるという認識の中で奈良県としてどういった業種に、3業種においてどう進めていくかという中で使用者側からもたくさんデータをいただきました。確かに経営の状況とかたくさん載っていますから人に関する情報が、人手不足の状況であったり、実際に働いている人がどれだけの賃金でどう働いているのかとかそういった部分が少なかったのかな、という部分がありましたので、一定確かに奈良県内の企業運営の中では経営実態の悪い部分はあるとは思いますが、奈良県の産業をどうしていくかというところも運営小委員会の中では特定最低賃金の設定という意味合いを含めると、どういった産業、奈良県としてどういった魅力的なものを発信していくかというところもあると思いますので、労働者側として3業種を上げた以上、この3業種になりますが、その中でもやはり、どうやって奈良県の中で経済発展させていくのかという部分の論点も入れていただきながら労使としてきっちり話し合う場面があればいいかなと思っております。今回必要性有りには至らないという部分ですが、そういった少し昨年よりも進んだ議論にはなったかなと思いますし、今後、全国的にも今年に関しましても埋もれる都道府県も多いという部分もありまして、全国的にこの特定最低賃金の意義、役割という部分も議論される部分が加速するかなと思っておりますし、そういった観点からも奈良県としても今後、この3業種をどうやって取扱っていくのかというところももう少し深い議論を続けていければなと思っ

ておりますので、引続きよろしくお願ひしたいと思ひます。
以上です。

【伊東委員長】

ありがとうございました。

【河本委員】

もう1点よろしいでしょうか。

審議の進行も含めまして、取りまとめありがとうございます。

残念ながら今回、必要性ありというふうに導くのは難しいのかなと感じているところなのですが、一方で実際、今日、上村委員から様々なデータをお出しいただきましたけれども、冒頭、特定最賃の今日的な役割、意義のお話の中で、賃金室長の方からもありましたけれども、特定最賃の論議、審議においては当該産業労使のイニシアティブを非常に重視すべきだということからすると、本当に我々このメンバーで必要性の有無しを3つの業種を一括りに審議をしているのだろうかというふうに少し感じています。というのも、私は電機産業から来ていますけれども電機産業の中では中央というか当該労使として産業別最賃を高めていくのだという動きを非常に強く進めています。これは労使で合意をして進めております。そのことからすると本当に、当然、電機連合に加盟していない中小企業がどう思うかというのは別問題かもしれませんが、本当に産業全体のことをイニシアティブを持って審議をするのであれば、他府県で行われているような必要性の有無も含めて、当該産業労使で必要性の有無から検討するという可能性はないのかというふうに思っているというのが1点です。加えて昨年、今年とこの論議に参画させていただいていますけれども、ここで全員一致で必要性ありとなることはどういう状況になればあるのかな、と少し思っています。そこに関しては今年に関して公益の先生方がどのように必要性の有無しについて、労使の意見を聴くだけではなく、公益の先生方がどのように感じておられるのかというのも非常に重要ではないかと思ひて、ぜひそちらのご意見もお聞きしたいと思ひますので、お許しいただける範囲で教えていただければと思ひます。

以上2点です。

【伊東委員長】

ありがとうございました。

当該産業の労使の方々に、というのは昨年やらせていただいたパターンだと思うのですが、今年はその視点が抜けていたというのは大変申し訳ないと思ひております。

【河本委員】

必要性の有無をこのメンバーで決めてしまうのは、過去からはそれでやってこられた、運営規程もそうなっていると思ひますけれども、他府県では使用者側の要望から始まったと聞いているのですが、具体的には兵庫や大阪では必要性の有無も当該同士が論議をしているのですね。

【伊東委員長】

それも去年は事前にやっておくようにという形で事務局の方から連絡が行っていたというふうには私は記憶しているのですけれども、今年はどうか知りませんが。

【松田委員】

去年は意見陳述を全体でさせていただいたという経緯があるのですが、必要性に関しましては運営小委員会の中で決をとっていた状況で、今提案させていただいているのは、産業ごとに必要性（審議を）を行っていく、3業種まとめてではなくて、それぞれの業種、労使間で必要性の有りの判断をしていただくということはどうかな、ということで提案させていただきました。

【伊東委員長】

それは制度的にはできるのですか。

【中村室長】

説明させていただきます。

今、河本委員の方からありましたように、他の労働局では実際やっているところもございますので、制度上は可能でございます。

【伊東委員長】

今年度はともかく、来年度からその方向で検討を。

【下山委員長代理】

掛ける3になりますので、代表する委員の方。委員の選出も含めてかなり早い段階で覚悟を決めておかないとだめだと思いますので、使用者側からも可能であるのか、あるいは懸念点とか現段階の感想でかまいませんのでお願いできますか。

【上村委員】

失礼します。どのようなイメージか具体的なものがわからないのですが、業種ごとにこの運営小委員会を開いてそこで昨年度のようにそれぞれの業種の代表者が意見を述べるのか、その委員自体から何かをされるのか、そこところがまったく読めないというところと、今懸念されたように単純に掛ける3ですかという話なのか、またそれを運営小委員会の中で委員として呼ぶのか参考人なのかそのところの整合性も含めて性急な議論というのはどうかな、と思います。以上です。

【河本委員】

今、上村委員からあったご質問、私どもが持っているイメージもしくは他府県で運営されてい

る実例を申し上げますと、いわゆる掛ける3ということになります。掛ける3で、今回、奈良県で言いますと一般機械と電機と自動車小売ということになりますけれども、要は、ここでもし必要性ありとなった後に開かれる部会ですね、専門部会の方で最初から論議が始まる。ただし必要性ありを前提とした論議ではなくて、そうすると上村委員が先ほどおっしゃられたように有額の話になってしまいますので、ではなくて当該同士で必要性の有無を審議をするという場面、掛ける3になってしまうのですけれども、その方が産業の具体的なより深い論議であるとか時々の実態に合わせた論議ができるのではないかな、というふうに思っております。

【伊東委員長】

そうしましたら、今年度は無理としましても、来年度に向けてそのような形でできるかどうかということで、3月に審議会がありますので、その時まではこちら側から原案を提示させていただいて、3月の審議会の時にこのような運用の仕方をするかどうか議論するというところでよろしいでしょうか。

【上村委員】

もう一度確認ですけれども、専門部会のようなものということは、我々運営小委員会のような立場のものではないという理解なのでしょうか。

【河本委員】

すみません、具体的な制度設計まではできているわけではないので、どの方々にとどの責任と権限を有するかというのは他府県の労働局にもご確認いただいて、ぜひ制度をご提案いただければありがたいなと思っています。少なくとも一点イメージしているのは、必要性の有無を当該専門部会メンバーで決められるという制度をお願いしているということはそのとおりでございます。

【上村委員】

私どもも本日委員3名集まってきておりますけれども、私ども3名だけで必要性の有無を議論しているわけではございません。当然、それぞれの業種に対してしっかりと意見を聴いたうえで私ども個人ではなくて業界の声を背負ってここに来ているということですので、その総意をもってここで議論した結果が必要性なしとなれば、それはそれで一定の必要性なしという議論の担保になるのではないかなと思っております。ですので我々がどこまでやっているかは別として、そちらもどれだけのリサーチがあるかは別として、しっかりと業界の意見をここへ持ってきて、その中で必要性なしとの結論に達すればそれはそれでしっかりとした結論だと。わざわざ業種ごとの専門部会的なところでなくとも我々の今の仕組みの中でもしっかりと議論は担保できているし、業界の意見はここで戦わせることができているというように私は思っておりますので、今のような形でも私は十分ではないかな、と感じています。

【河本委員】

使用者側、労働者側それぞれですね、関係する方々へのヒアリングとかそこでの考え方を確認

しているというのは我々労働側もちろん実施をしています。ただしより深い現場の実態であるとか産業全体の動きをどこまで反映できているかということを見ると、より専門的な当該の労使のイニシアティブを尊重すべき時に来ているのではないかなと、おっしゃられていたように特定最賃の意義というのが変わってきている、もしくは使用者側がおっしゃっているように今日的に役割がどうなのかという、そういう時代に入ってきている中においては、より一層、当該同士の論議が重要ではないかと感じています。

【上村委員】

業界の話し合いをというのは松田さんならご記憶があるかも知れませんが、3年前くらいのそのような議論をしていて、これは労働局主催であるのかどうかは別として、そちらも業種ごとの労使の話し合いを持たれていないようなことをおっしゃられていたと思うのですけれども、それと同じような議論であって、必要性を語る議論とはちょっと違うのではないかな、と思っております。ですのでそういった場面が必要ならば必要な話し合いをしてもいいのですけれども、必要性有る無しを議論するのは、今ありましたように、しっかりした意見を持ってきて、いるかいらないかだけをここで、単純に言いますと、意見を述べるという形になりますので、そういったところの議論とを分けて考えたらどうかというふうに思っております。

【伊東委員長】

とりあえず他府県がどのような形でやっているのか、それを調査したうえで、3月までに私の方と労働局で話し合いをして、それがうちでできるかどうかということも確認したうえで、3月に出すか出さないかを一任させていただいてよろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。

(異議、意見なし)

そのような方法もある、ということで、今後、話し合いを進めていきたいと思えます。

【伊東委員長】

今年度についてですけれども、皆さんの熱心に審議いただきましたけれども、特定最低賃金改正決定の必要性の有無につきましては、いずれの特定最低賃金に関しましても、全会一致での「必要性あり」に至りませんでしたので、これを踏まえて、運営小委員会としての意見を取りまとめよろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

それでは、8月21日、水曜日、10時00分に開催します第4回(第511回)本審で、報告したいと思います。

続きまして、本審への報告書の検討に入りたいと思えます。事務局から委員の皆さんに報告書の

案を配付してください。

【中村室長】

それでは、「報告書（案）」を読み上げさせていただきます。

（案）

令和6年8月21日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 伊東 眞一

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 伊東 眞一 下山 朗 福井 麻起子

労働者代表委員 河本 章吾 松田 拓実 本村 秀史

使用者代表委員 上村 賢司 当麻 和重 西田 雅彦

1 枚めくっていただきまして、

(案)

令和6年8月21日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 伊東 眞一

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用
電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

お名前の読み上げは省略させていただきます。

(案)

令和6年8月21日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 伊東 眞一

奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性
の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

お名前の読み上げは省略させていただきます。

なお、日付は、いずれも本審にて報告いただきます「8月21日」としております。

以上でございます。

【伊東委員長】

この報告書の案につきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【下山委員長代理】

すみません。3枚目の自動車小売なのですけれど、タイトルが位置が右にタブが入っている気がしますので、奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）の部分
が他のページとタブずれしておりますので修正しておいてください、ということと、意見を求め

ているわけではないのですけれど、毎年思っているのが公式に一度聞こうと思っていて、これ報告書を1枚にまとめられないのかなといつも思っていて、「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）」で対象業種、というような感じで一枚にまとめることができたらいいなと心の中で思っていて、今年してくれという意味ではございませんので、もし可能であれば今後検討してください。

【中村室長】

- 1 点目については修正いたします。
- 2 点目については検討させていただきます。

【伊東委員長】

その他にございませんでしょうか。
それでは「報告書」の案を消して、運営小委員会の報告書といたします。

【伊東委員長】

次に、

議題（3）「その他」

ですが、これについて、事務局から何かございますでしょうか。

【中村室長】

それでは、事務局より今後の予定につきまして、ご説明させていただきます。

本日、3つの奈良県特定最低賃金につきまして、「金額改正の必要性あり」という結論に至りませんでしたので、この旨を伊東委員長から、8月21日水曜日10時から開催されます本審にてご報告していただくこととなります。

奈良県特定最低賃金については、これをもちまして議論を終えます。なお、特定最低賃金にかかる専門部会も開催されないことを申し添えます。

以上でございます。

【伊東委員長】

ありがとうございました。

先ほど出てきました私と事務局への宿題についてはしっかりとやっていきますのでよろしくお願いたします。

以上をもちまして、運営小委員会を終了いたします。お疲れ様でございました。

ありがとうございました。